

神奈川県飲用井戸衛生管理要綱の実施について（平成19年10月23日生衛第472号保健福祉部長通知）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>1～5（略）</p> <p>6 飲用井戸自主管理基準 飲用井戸自主管理基準は、設置者等が自らの責任において実施する項目を記載しているもので、助言する際は次の点に留意して行うこと。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 給水栓における残留塩素濃度の確認は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第2項の規定に基づく <u>環境大臣</u> が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）別表1から別表5までに定めるいずれかの方法によるが、設置者等の負担とならないようなるべく安価で容易な方法を推奨するものであること。</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>別紙1～2（略）</p>	<p>1～5（略）</p> <p>6 飲用井戸自主管理基準 飲用井戸自主管理基準は、設置者等が自らの責任において実施する項目を記載しているもので、助言する際は次の点に留意して行うこと。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 給水栓における残留塩素濃度の確認は、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第2項の規定に基づく <u>厚生労働大臣</u> が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）別表1から別表5までに定めるいずれかの方法によるが、設置者等の負担とならないようなるべく安価で容易な方法を推奨するものであること。</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>別紙1～2（略）</p>